

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

学校法人 同志社  
理事会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 目加田 雅洋 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 谷 尋史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人同志社の平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人同志社の平成21年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

（注記）「2. 重要な会計方針の変更」に記載されているとおり、学校法人は退職給与引当金の計上基準を変更している。

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

2009年5月22日

学校法人同志社  
理事 会 御 中  
評議員会 御 中

学校法人同志社

監事 長谷川 正治 ㊞

監事 岩山 太次郎 ㊞

監事 加藤 盛弘 ㊞

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人同志社寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人同志社の2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで)における業務並びに財産の状況の監査を行いました。

その結果、下記のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法

- (1) 業務についての監査は、理事会及び評議員会に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、かつ、関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施して、業務の妥当性を検討いたしました。
- (2) 財産状況についての監査は、あくまで監査法人から会計監査の計画、方法と監査業務の品質管理方針並びに監査の報告及び説明を受け、かつ、必要と認められる方法を実施して、計算書類の正確性を検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上